

# 地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進

(平成 20 年 6 月改正)

- ・ 地方公共団体の責務:その区域で排出する温室効果ガスを減らす施策を推進する  
(法第4条第1項)

## 地方公共団体実行計画

- 温室効果ガスの排出削減及び吸収作用の保全・強化のための計画を策定する義務  
(法第 20 条の 3 第 1 項)
- 毎年, 施策等の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む)を公表する義務  
(法第 20 条の 3 第 10 項)
- 義務的記載事項(法第 20 条の 3 第 2 項各号)
  - 計画期間
  - 計画の目標
  - 実施する事業施策の内容
  - その他必要な事項

## 区域施策編 (都道府県, 政令市, 中核市, 特例市に策定義務)

- 義務的記載事項 (法第 20 条の 3 第 3 項各号)
  - ・ 自然エネルギー導入の促進
  - ・ 地域の事業者, 住民による省エネその他の排出抑制の推進
  - ・ 公共交通機関, 緑地その他の地域環境の整備・改善
  - ・ 循環型社会の形成
- 都市計画や農業振興地域整備計画他との連携 (法第 20 条の 3 第 4 項)

## 事務事業編 (すべての自治体に策定義務)

- 自治体自らの事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減等の計画の策定  
(法第 20 条の 3 第 1 項)